

フランスにおける貴族財産の連続性

——デュルフォール公爵，リシュリユー公爵，
プロイ公爵，バラ子爵について——

小林良彰

- I フランス貴族の歴史と明治維新の解釈
- II デュルフォール公爵
 - 1 中世封建領主が絶対主義形成に協力した
 - 2 フランス革命後も大土地所有貴族であった
 - 3 19世紀の貴族政治家を出した
 - 4 19世紀にブルジョアジーの要素を強めた
- III リシュリユー公爵
 - 1 絶対主義の創設者の出発点
 - 2 フランス革命とリシュリユー公爵の運命
 - 3 フランス革命後も強力な地位を維持した
- IV プロイ公爵
 - 1 王権の軍事力を代表する家系
 - 2 19世紀のブルジョア的貴族になった
 - 3 19世紀の首相と20世紀の物理学者を出す
- V バラ子爵
 - 1 封建領主末裔の貴族軍人
 - 2 恐怖政治の派遣委員になった貴族革命家
 - 3 ロベスピエール打倒後の最高支配者になった
- VI おわりに—絶対主義と市民革命の理論に及ぼす影響

I フランス貴族の歴史と明治維新の解釈

ここで紹介するのは、いくつかのフランス名門貴族の歴史であるが、これは単にフランス貴族の家系調べを問題にしているのではなくて、日本史

における明治維新の位置づけを背後にかかえながらの試みである。

西ヨーロッパの絶対主義、とくにフランス絶対主義の王権が領主階級の組織した権力であるという理論は、かねてから私の主張してきたものである。これが正しいとすると、日本においてフランス絶対主義の時代に相当する段階は江戸時代となり、明治維新以後ではなくなる。もちろん、江戸時代がフランス絶対主義ほどの進んだ段階にあったという意味ではない。中世以来の支配者であった領主（貴族）が権力を維持していたのはどの時点までかという意味で、フランスではそれがフランス大革命のときまでであり、日本では明治維新までであるという点に、共通点をみいだすことができる。そこで、当然、明治維新はフランス革命に相当するものと想定される。

これを否定して、戦前の天皇制を絶対主義であると主張するためには、領主が天皇制の権力を組織していたことを証明しなければならない。しかし、これが証明できないことは常識の水準であきらかである。つまり、フランス絶対主義の王権が領主によって組織されていたということが証明されるならば、自動的に、天皇制絶対主義説は否定されることになる。

このような形で、フランスにおける貴族の実証的な研究が、日本の明治維新にたいする解釈に影響を与えるのであるが、この事実についての研究が、日本ではほとんど進んでいなかった。日本にはこれに関する資料が無いので、事実はずっと紹介されないままに、理論だけが先行したというのが、日本におけるフランス革命史学の実態であった。その理論は事実からいぢるしくかけはなれ、絶対主義の成立とともに中世の封建諸侯（有力な領主）のほとんどが滅亡あるいは消滅し、この動きとともに、王権が市民階級（ブルジョアジー）に支持されて全国を統一したと解説されてきた。

そこで、この理論からは、中世の支配者であった有力領主は王権によっ

て滅ぼされてしまうと解釈され、絶対主義の時代には、もはや領主が存在しないかのように考えられた。こうした理論にもとづくと、天皇制が絶対主義であると主張する理論が有利となり、それを否定する側が不利になる。こうした理論上の問題点をふまえて、私がフランス絶対主義の時代においては、領主が王権を組織していたことを証明した。

その影響もあって、高等学校の教科書においても、一連の日本史家の著作の中でも、絶対主義の時代に領主が残るといった文章が書かれるようになった。

ここまでは進歩であったが、まだ十分ではない。というのは、世界史の教科書においても、王権と地方領主を対置させることによって領主は地方領主のみであったかのように書く者がいる。他方で、昔ながらの封建諸侯の衰退の理論を説くことによって、王権を領主と聖職者が組織すると書いても、その領主が中世からの古い領主、つまり封建諸侯の延長であるのか、それとも新しい領主であるのか、そのあたりをあいまいにする者がいる。

私の意見では、フランス絶対主義の王権を構成した領主の多くは、古い中世の有力領主の延長であり、その意味では、封建諸侯の子孫であるというところにある。そうすると、フランス絶対主義は、中世の有力領主が中央集権に協力して、一国一城の主から領地を維持したままで王権のもとに集り、官職を手に入れ、国家の統一に協力したということになる。つまり、絶対主義とは封建権力の再編成であり、分権的封建制から中央集権的封建制へ進んだ段階と規定できる。この点を事実で証明しようというのである。またそれ以外に、事実を描く中で、フランス革命と貴族の運命について、いくつかの法則を引き出すことができる。ここで紹介する事実は、日本では手に入れにくい原書にもとづくものであり、私がパリ留学当時に読むことのできたものであった。

なお、フランスと日本の慣習の相違について知っておくべきことがある。これを知らないと、以下の文章について誤解を招くばあいがある。日本には養子制度があるとしても、フランスにはそれが無い。実子が絶えると、甥とか姪など血縁者に地位、財産が移行する。公爵夫人 Duchesse, 伯爵夫人 Comtesse というばあい、公爵の妻、伯爵の妻のばあいと、公爵、伯爵の娘が相続してこう名乗るばあいの二通りがある。後者のばあいは、実質上は夫人ではなく、女性公爵、女性伯爵である。つまり、女性にも相続権があったということを知っておかなければならない。したがって、女性貴族が領地を支配し、大企業の大株主になることもありうる。

領地のうち、大領地、重要な領地には地名が付いている。地名が領地の名であり、そこを支配する大貴族の個人名になるばあいがある。これは古い日本の慣習にも見られる。

さらに、そうした重要な領地に爵位がついて、高く格付けされているばあいがある。公爵領 Duché とか伯爵領 Comté とか呼ばれる。ときにA公爵が、B伯爵領を手に入れるというばあいも出てくる。フランスの領地は個人所有である。日本の領主(大名)は個人所有の領地を持たない。そのため、ここに出てくる大領主を日本の江戸時代の大名のようなものと思っ
てはいけない。むしろ、大名の下の上級武士が領地(知行地)を所有していたばあい、あるいは、上級旗本が個人所有の領地を持っていたばあいと似ていると考えればよい。あるいは戦国時代初期、それぞれの地方豪族が割拠し、山城、館をもって領地を支配していた時代にたとえてもよい。

フランス大企業の株主が数十人と書かれているが、これはまちがいではない。当時の株式会社はこのような組織をもっていた。したがって、一株の株主といえども大資産の所有者であり、大株主の一員であった。現在の大衆化された株式の時代の常識で考えると誤解を招く。つまりこの時代

は、大企業の株主といえば、それだけで大資産家、上流階級の人とみなされたのである。こうした相違点を考慮しながら、フランスの貴族についてのイメージをもってもらいたい。また貨幣の単位の1リーブルがどれほどの価値をもっていたかについて、物価体系がまったく異なるので比較しにくいですが、当時、一日1リーブルの日当で職人が働いた記録もあるので、これを基準にしてみようと、ある種のイメージが出てくるだろう。

II デュルフォール公爵

1 中世封建領主が絶対主義形成に協力した

1270年から1360年にかけてデュルフォール家 Durfort の5つの家系があり、ガスコーニュ地方(西南フランス)の封建大領主であった。大領主として通行税を徴収する権利をもち、デュラ Duras (地名)の領地を所有していた。中世の初期、イギリス国王とフランス国王が戦争したとき、デュルフォールの家長がそのどちらかにつくかを選んだ¹。つまりこの時期、封建領主の家長がイギリス国王側につけばそこはイギリス領となり、フランス国王の側につくとそこはフランス領となった。こうしてデュルフォール家は、1200年代にさかのぼる封建諸侯の一つということになる。

16世紀はじめ、デュルフォール家は4つの大領地を含んでいた。宗教戦争のときにはプロテスタントの側につき、このプロテスタントの陣営にコンデ公爵、トレモワイユ公爵、ラ・ロシュフーコー公爵が参加していた。デュルフォールの当主達はコンデ公爵の側について各地で戦争をおこない、デュラ(地名)の城は陥落したが反撃した。サンバルテルミーの虐殺のときには、ジャン・デュルフォール(ボルン Born の領主)はプロテスタントの首領ラフォルス元帥のパリからの逃亡を助けた²。

1 Yve Durand, *La Maison de Durfort*, Fontenay Le Conte, 1975, pp. 25-26.

2 *Ibid.*, pp. 35-43.

1578年から1580年にかけて、デュラ家は二つにわかれ、ジャン・ド・デュルフォールはカトリックの側につき、ジャック・ド・デュルフォールはアンリ・ド・ナヴァル（のちのアンリ四世）の側についた。ジャンには子がなくて、のちにジャックがその領地を相続した³。

1603年ジャック・ド・デュルフォールはモンゴメリー公爵の娘と結婚したが、モンゴメリー公爵はカストル総督であった⁴。アンリ四世の即位、ブルボン王朝の開始とともに、デュルフォールは王族の騎士に加えられ、1609年に侯爵となり、枢密院議員となり、ローザン伯爵領も支配した。このころからプロテスタントには不熱心になった⁵。これは首領のアンリ四世がプロテスタントからカトリックに改宗したその動きと一致している。こうして中世の封建諸侯の一人が、ブルボン王朝の初期においては、国王に忠実な大貴族、高級官僚の集団に組み込まれて上昇したことが認められる。

ジャックの子グエイ・アルドンスはフランス絶対主義の推進者リシュリユー公爵のもとで活躍し、その子ジャック・アンリ・ド・デュラは弟とともに30年戦争に出陣し、騎兵連隊長となった。彼の母方の叔父はテュランヌ元帥 Turenne であり、同じ陣営に属していた⁶。

したがって、彼はここで、中世の封建諸侯の子孫がブルボン王朝の大貴族となり、リシュリユー公爵のもとで王権に忠実な高級将校に変身したことを示す。つまり、中世の封建諸侯が絶対主義の高級軍人におさまったことを示し、また彼の閥閥に元帥、総督といった絶対主義の王権のもとの最高の高級官僚、高級軍人をもつ状態になった。

フロンドの乱のときは、マザラン公爵にたいして反乱を起した側にまわ

3 *Ibid.*, p. 49.

4 *Ibid.*, p. 50.

5 *Ibid.*, p. 51.

6 *Ibid.*, pp. 61-62.

ったから、一時的に、王権にたいする反逆者の側に立った。1653年マザラン宰相が勝つと、デュルフォール公爵はコンデ公爵とともに逃亡した。1657年国王ルイ14世のもとに帰順し、その後フランス・スペイン戦争では各地で転戦した。これをみると、デュルフォールが常に王権に忠実であったわけではなくて、四年間反王権の側に立ったという事実が残る。

2 フランス革命後も大土地所有貴族であった

フランス大革命がはじまると、デュラ公爵の家族は1791年イギリスに亡命した。ただし反革命には参加しなかった。1800年デュラ公爵の家長はイギリスで死に、息子のアメデ・ブルターニュが相続した⁸。

ナポレオンのクーデターののちに、デュラ家の人々は帰国し、まだ売却されていない土地の返却を受けた。とくにこの一族の一人ホルジ Lorge 公爵夫人は世襲地の返還を受けた。アメデ・ド・デュラ公爵は大財産をもち、ツレーヌ地方にあるユセの立派な城を買った。ただし、デュラの旧領地にある土地は、証書が燃やされてしまったから手元に戻ってこなかった⁹。これをみると一部の土地を失ったけれども、他の土地を返還してもらい、ナポレオンの時代に大土地所有者として残存したことがわかる。

ナポレオンが敗北し、ブルボン王朝が復活すると、帰国したルイ18世をデュラ公爵が出迎えた。つまりナポレオンのもつて大貴族として生活しながら、亡命していた国王を出迎えることによって、いままでどおり大貴族としての扱いを受けることになった。彼は貴族院の筆頭貴族となった。ナポレオンの百日天下のあと第二王政復古がおこなわれると、デュルフォール家は貴族院に4人の代表をだした。その名前はデュラ公爵、ホルジ公爵、シヴラック Civrac 侯爵、デュルフォール伯爵であった¹⁰。したがって、

7 *Ibid.*, pp. 63-69.

8 *Ibid.*, p. 271.

9 *Ibid.*, p. 274.

10 *Ibid.*, p. 275.

デュルフォール家の貴族は、復古王政のもとにおいて大財産家であり、かつ筆頭に位置づけられる貴族政治家として残った。

1830年の7月革命においては、デュラ公爵はルイ・フィリップ王に忠誠をつくした。その意味では、7月王政の側に立ったのではあるけれども、上院の権力削減に反対して辞職した。ロルジ公爵は7月王政に反対し、1832年、新政権に反対する王党派の反乱をヴァンデー地方で起した。彼は戦死したため、その子供が財産を相続した。したがって、一人は7月革命の側、一人は7月革命で倒された極端王党（フランス絶対主義を再建しようとする勢力）の側にわかれたことになる。¹¹

1853年のシヴラック・ド・ロルジ家の財産は、資産が1,573,555フランで、負債は66,563フランにすぎなかった。動産993,428フランの中には、672,000フランのサンゴバン会社 Saint-Gobain の株24株があった。557,487フランの不動産の中には、パリにおける邸宅とフォンペルチュエの土地があり、これは10の農地を含んでいた。その他いくつかの邸宅があった。

3 19世紀の貴族政治家を出した

この家族はまた、西南地方のセルト Certes にいくつかの不動産をもち、さらにフランシュ・コンテ地方（東部フランス）の森林をもっていた。シヴラック侯爵の息子でロルジ公爵の甥になるアンリ・ド・デュフォール公爵は、1812年生れでシャルル10世の小姓をつとめ、7月王政に反対して1832年のヴァンデー王党派反乱に参加した。その10年のちに、郡議会議員に選出され、1848年にメーヌ・エ・ロワール県（中西部フランス）選出の第二帝制における下院議員となった。議員の在任期間は1852年から1869年までであり再選を含んでいた。ただし、議会ではナポレオン三世にたいする王党派の反対派の側に席をおき、1870年のフランス・プロシヤ戦

11 *Ibid.*, p. 282.

争にたいしては反対投票をした。

そのあと、ナポレオン三世の廃位に賛成投票をして、1871年の国民議会の議員に選出された。この後、フランス第三共和制ができたときには、五年間下院の副議長をつとめ、議会においては右翼連合の党派の指導者となった。また、1870年から1884年の死にいたるまで、彼の出身地メース・エ・ロワール¹²県会の指導者であった。

デュルフォール一族の歴史から、フランス絶対主義とフランス革命のもとにおける貴族の運命についての類型をつくると、以下のようになる。まず、1200年代からすでに有力であったフランス西南地方の封建諸侯の家族が、フランス絶対主義の形成とともに王権の高級軍人に変質して絶対王政の支柱となった。ただし、一度反乱を起してまた服従した。フランス革命では亡命したけれども、反革命運動には参加せずにごすし、ナポレオンの登場とともに帰国して土地、財産の返還をうけた。ここで彼らは大土地所有貴族として残ったが、一部の土地、財産は失った。王政が復活されると、ブルボン王朝に忠誠をつくし、とくに極端王党に支えられるシャルル10世に忠誠をつくしたから、この一族は、だいたいにおいてフランス絶対主義の再建をもくろむ大土地所有貴族の一員であったといえる。

ただし、その中の一人は7月王政の側に立ち、そのあと新政権に抵抗して権力の座から去った。もともと戦闘的なものは、この7月王政にたいする武装反乱に参加したから、その意味では、絶対主義再建をめざすもともと戦闘的な勢力の一員であったといえることができる。しかしこのような活動をしても、彼らの財産は残った。

4 19世紀にブルジョアジーの要素を強めた

しかも、彼らの財産の中に、土地、邸宅、森林といった本来の貴族財産に加えて、同程度の比重をもつものとしてサン・ゴバン会社の株があっ

12 *Ibid.*, p. 285.

た。このサン・ゴバン会社は、もともと革命前の1720年から王立マニュファクチュアとして設立され、前身は1665年に創設されたガラス製造の大特権会社である。フランス革命を通じて生きのび、ナポレオン時代にはルブラン法によるソーダ生産をはじめて化学工業に進出し、その後ますます発展したものである。¹³ 現代においても、原子力産業の世界的な会社として発展し、日本の東海原子力研究所のために機械を納入したこともある。

また、1939年ヴァンデルの84人の株主の中に、デュルフォール・ド・シヴラの娘が入っている。¹⁴ ヴァンデルはこの時期、フランスの最大級の鉄鋼会社であった。

つまり、デュルフォール家の一族は、19世紀、20世紀にかけて、最大級の企業の大株主となり、金融資産の持主として、貴族でありながらブルジョアジーの本質をもつ状態に変身したのである。こうして、中世の封建諸侯の一族が、19世紀、20世紀にはブルジョアの貴族に変貌した。

また7月革命に反対したとはいえ、その争いがすぎさってみると地元の地方議会に進出し、それを足場に議会で議席をもち、土地所有貴族の党派である右派の有力議員として、19世紀後半まで影響力を保持していた。史実として判明できるのはここまでであるが、当然、これ以後もこの家系は同じような勢力をもち続けて現在にいたっているであろうということは想像できる。

日本で、このように中世初期から一貫して一地方に根強く残り、政治を左右した勢力は存在しない。しいていえば薩摩の島津家のようなものがあるが、しかし島津家といえども明治維新以後は土地支配権を失い、権力からは遠ざかった。その意味では、フランス社会は、日本では想像できないほどの古いものを維持し続けている。デュルフォール家はその一つである。

13 小林良彰『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、25ページ。

14 Henry Coston, *Dictionnaires des dynasties bourgeoises et du monde des affaires*, Paris, 1975, p. 586.

III リシュリユー公爵

1 絶対主義の創設者の出発点

名門貴族のタレイランジ公爵は、フランス絶対主義を確立したリシュリユー宰相 Richelieu¹⁵についてつぎのように書いている。「リシュリユー枢機卿は王権を高めるために、王のまわりに大貴族の長を呼び集めた。彼らは、宮廷に任えるために集ってきて、彼らの独立を放棄し、もっとも深い忠誠心を示して、遅れてやってくることの不利益を受けないようにつとめた」。

このようにリシュリユー枢機卿（公爵・宰相）が王権を代表して各地の大貴族を呼び集めて宮廷に仕えさせたというのが、絶対主義のはじまりである。そうだとするならば、これは日本にたとえていうならば、豊臣秀吉が天下を取り、各地の戦国大名を大阪城に呼び集めたということと、本質的にあまり変りがない。日本では直接秀吉が呼び集めて、さらにそのうち、徳川家康の権力集中に変化した。フランスでは、リシュリユー公爵が大貴族を呼び集めたが、自分の絶対主義を築いたのではなくて、国王の絶対主義を築いた。そのリシュリユーは、没落しかかった名門貴族から出発した。

リシュリユー公爵が遺産を相続したとき、父親の失敗と母方の遺産が少なかつたために、25,000リーブルの収入をもたらず領地のみがあった。その意味では彼は一流の大領主ではなく、中世の大領主が傾きかかった状態で出発した。ただし、伯父の死でリュソン Luçon 司教管区を相続し、16,000リーブルの年取をもち、ここの司教となった。さらにクセ Coussay の小修道院をもち、ここから2,150リーブルの収入があり、合計して約5

15 Talleyrand, *Memoires*, t. I, Paris, 1975, p. 6.

万リーブルの収入をもつ貴族としてマリー・ド・メジチに仕えた。マリー・ド・メジチはアンリ四世の王妃であり、フィレンツェのメジチ家の娘であった。彼女がフランスの国庫を大いに浪費したといわれるが、その一環として、彼女はリシュリユー公爵を気に入り、多くのものを彼に与えたといわれる。¹⁶ リシュリユーはマリー・ド・メジチに引き立てられて成功し、財産を増やしたが、その後ルイ13世の下で枢機卿、宰相にまで昇進した。

リシュリユー公爵は、1621年彼の父の旧領地を79,000リーブルで買い戻し、城の増築をはじめた。彼が入手した領地の中には、王領地との交換で手に入れたものもあった。¹⁷ (こうした交換は国王が損をしてリシュリユーがとくをする内容のものであり、間接的な金品の授与であった)。

リシュリユーが宰相として成功すると、1631年ルイ13世はリシュリユーの領地を公爵領に昇格させた。そのために、リシュリユー(地名)にある領地周辺に15から20といわれる領地を集中し、こうして作られた公爵領は55,000リーブルの年収をもたらした。さらにリシュリユー城と呼ばれる城を建設した。¹⁸

1642年リシュリユー公爵が死んだとき、26の収入源があり、その中の17は5,000リーブル以上の年収をもたらして、総額342,510リーブルとなった。教会からの収入だけでも、パリのサンマルタン・デ・シヤンが33,000リーブル、シュニが335,000リーブル、シテオが38,000リーブルの年収となり、その他の年収があった。ルイ13世は、彼に20,000リーブルの年金を与えた。¹⁹ 彼が死んだ時、16,000,000リーブルの財産が残った。²⁰

16 Louis Battifol, *Autour de Richelieu*, Paris, 1937, pp. 8 et 11.

17 Henri Boucher, *A propos du chateau de Richelieu*, Poitiers, 1942, p. 5.

18 Battifol, *op. cit.*, pp. 52 et 55.

19 *Ibid.*, p. 19.

20 *Ibid.*, p. 49.

2 フランス革命とリシュリュー公爵の運命

彼の子孫のリシュリュー公爵は、1755年オート・ギューエンヌとバス・ギューエンヌ（西南フランス、彼の領地のある州、ボルドー周辺）の総督となり、それ以前から長くラングドック（南フランス）の総督となっていた。またこの時代のリシュリュー公爵は元帥でもあった²¹。宮廷における地位は、国王の首席侍従官であった²²。

フランス革命のころ、リシュリュー公爵の死と相続があり、これが1791年におこなわれた。このころから相続された財産がしだいに減少し、19世紀には数百万フランでいどになった²³。

リシュリュー公爵は、フランス革命がおこってもすぐには亡命せず、1791年にはまだフランスにとどまり、その後亡命した。恐怖政治のときには、ボルドーに派遣された派遣委員タリアンの命令により、リシュリュー城が王党派の拠点となり白旗が掲げられてあったという理由で破壊された。1805年、パリのプトロンという人物が153,700 リーブルで買い、城を壊して売った²⁴。

3 フランス革命後も強力な地位を維持した

リシュリュー公爵はロシアに亡命してロシア皇帝に仕えていたが、ナポレオンの統領時代に帰国し、財産の差し押え解除をうけ、当時の外務大臣タレイラン公爵に保護された。王政が復活すると、リシュリュー公爵は国王ルイ18世、ロシア皇帝、タレイラン公爵の強いすすめで首相になった²⁵。

リシュリュー公爵はリシュリューの地名を称号にもつ貴族であり、その領地はボルドーの近くにあった。ただし父親の代に一時領地のかなりを失

21 Michel Lhéritier, *Tourny intendant de Bordeaux*, Paris, 1920, p. 730.

22 小林良彰『フランス革命の経済構造』千倉書房、昭和47年、8ページ。

23 Battifol, *op. cit.*, p. 49.

24 Boucher, *op. cit.*, p. 4.

25 Fougues Duparc, *Le troisième Richelieu*, Lyon, 1940. pp. 30 et 39.

った。親族に教会領主（高級聖職者）がいて、その勢力に支持されて本人も高級聖職者となり、宮廷に入ると、時の王妃に寵愛され、これが彼の財産再建の糸口になった。成功すると父の領地を買いもどし、城を再建し、彼の手腕でフランス絶対主義を完成させた。それと並行して本人の財産・領地も膨張し、多くの領地、教会領を入手し、高額の年金をうけることに成功し、宮廷貴族の上層にふさわしい大財産を残して死んだ。

彼の子孫はフランス絶対主義のもとでの元帥、総督として、高級軍人、高級官僚になり、王権の支柱となった。宮廷においてフランス革命直前のリシュリュール公爵は主席侍従官として国王の側近となっていた。

フランス革命がはじまったころに相続があり、やがて当主は亡命して城は破壊されたけれども、ナポレオン時代に帰国して財産を再建し、ナポレオンが敗北してブルボン王朝が復活したとき首相となった。ナポレオンに仕えたことが、王政復活の段階でなんらの障害にならず、むしろその後の成功をもたらしたことは、貴族社会におけるリシュリュールの重要性を示している。19世紀においては、資産の総額は少し減少しているが、いぜんとしてフランスを代表する大土地所有貴族である。

第二帝制のころ、この時期のリシュリュール公爵はドイツ系ユダヤ人銀行家エース Heine の娘と結婚した。²⁶ ここにも大土地所有貴族と外国人銀行家の融合がみられ、伝統的な宮廷貴族の子孫が、19世紀にはブルジョア的貴族へ変質していく実例になった。エースはフランス銀行の理事であり、これはフランス財界の支配者の地位を意味していたが、この結婚でリシュリュール公爵にへつらったと書かれている。つまり、まだ、財界の支配者よりも、名門貴族のほうに権威があったということである。

26 Coston, *op. cit.*, p. 304.

IV ブロイ公爵

1 王権の軍事力を代表する家系

ブロイ Broglie 公爵は、フランス革命直前の陸軍元帥、ベチューヌ総督、陸軍大臣としてペルサイユに大軍を集め、パリ進撃を命令した人物である。²⁷ 革命直前における王権の軍事力を代表した人物であるから、この人物の動向もまた、フランスにおける貴族の運命の象徴となる。しかも、国王ルイ16世が、バスチーユ占領によって国民議会に屈伏することを決意したとき、ブロイ公爵は徹底的な武力対決をすすめ、自分の意見が入れられなくなったときに亡命した。つまり、フランス革命前の最高支配者であり、バスチーユ占領で決定的に敗北した大貴族・軍人の一人であった。

ブロイ公爵の祖先はイタリア出身であり、その流れをくんで、フランス革命当時の本にはブロリオ Broglio とイタリア流に書かれている。1254年、イタリア・ロンバルディア地方の元老院議員であるから、イタリアの封建諸侯の一人であった。フランスではアンリ四世に仕え、1610年に、フランソワ・マリー・ド・ブロイ²⁸と称している。その三代あとの公爵、元帥が、フランス革命において軍事力で王権を代表した人物であった。

ブロイ公爵はノルマンディー地方（フランス北部）に大領地ブロイ公爵領をもっていた。その息子のブロイ大公は、フランシュ・コンテ（フランス東部）に領地をもち、メッツ軍団参謀長の地位にあった。ブロイ大公は父とちがって自由主義貴族となり、ラファイエット派に属し、国民議会議長をつとめたこともあった。フランス革命軍のライン方面軍を指揮したが、²⁹のちに逮捕、処刑された。

27 拙著『フランス革命の経済構造』12ページ。同『フランス革命史入門』106ページ。

28 André Gillois, *Les grandes familles de France*, Paris, 1953, pp. 205 et 207.

29 *Ibid.*, p. 218.

プロイ公爵の孫レオンス・ヴィクトル・ド・プロイ公爵は王政の復活後帰国して、祖父のプロイ公爵領の土地を相続した。このときに彼が城に帰ると、一人の農婦が昔の領主に貢物を差したすようにひざまづいて差した。それにたいして、公爵はそれを拒否し、「馬鹿なことを」といった。つまり、農婦はまだフランス革命前の王党派の精神で行動し、孫の公爵は新時代の平等主義者になっていたという意味である。³⁰

2 19世紀のブルジョアの貴族になった

ヴィクトル・ド・プロイ公爵は、1816年すなわち王政が復活された直後に、ネッケルの孫娘と結婚した。ネッケルは大銀行家として成功し、フランス革命直前の財務総監（実質的大蔵大臣）となり、国民議会の側に理解を示したため、1789年7月11日プロイ公爵の政権によって追放されたことがあった。この事件がパリの騒乱を招き、これをプロイ公爵が鎮圧しようとしたために、それへの反撃としてバスチーヌ占領が起きた。その意味ではプロイ公爵とネッケルは、フランス革命における王権と革命派をそれぞれ代表する勢力であった。孫の代に両家が結婚することになり、名門貴族と最上層のブルジョアの融合の代表的なものになった。

1816年プロイ家とネッケル家の結婚の契約書が公表された。このとき、ヴィクトルは父親の称号をとって大公と称した。すでに祖父の元帥は1804年亡命中に死亡し、父は恐怖政治のときにギロチンにかけられていた。³¹

ヴィクトル・ド・プロイの財産はこのとき199,185フランであり、これは大貴族の財産としては少ないものであった。亡命中に財産は接収され、邸宅は売却された。ただし、売却されなかった土地は返還された。ヴィクトルの母アルジャンソン侯爵夫人は、7,000フランの年金をヴィクトルに与えた。これにたいして、花嫁のアルベルティースの財産は1,012,000フラ

30 *Ibid.*, p. 219.

31 Victor de Pange, *La fortune de Victor de Broglie et d'Albertine de Staël*, 1971, Paris, p. 3.

ンとなり、婿の4倍以上であった。この財産は、ネッケルの娘スタール男爵夫人からもらったものである。³²

1831年すなわち7月革命の直後には、ブロイとスタールの夫婦の財産は4,000,000フランとなり、年収が160,000フランとなった。ヴィクトル・ド・ブロイ公爵の財産は約2倍に増加した。この財産を背景に、19世紀におけるブロイ公爵の政治的活動がおこなわれた。³³

スタール男爵夫人(ネッケルの娘)が死んだとき、3,700,656フランの財産が残り、この中にはフランス、アメリカ、オランダ、スイス、イタリア、イギリスの国債と、アメリカ合衆国にある25,500エーカーの土地が含まれていた。娘のアルベルティーンには持参金の前払いが行なわれていたが、母親の遺産の一部が入った。³⁴

3 19世紀の首相と20世紀の物理学者を出す

ブロイ公爵はナポレオン三世に仕えることを拒否した。この公爵とアルベルティーン(ネッケルの孫)の間にアルベール・ド・ブロイ公爵が生まれた。彼はナポレオン三世廃位後、第三共和制におけるフランス共和国首相になった。³⁵

その子供に、セザール・モリス・ド・ブロイとルイ・ヴィクトル・ド・ブロイの二人の子供が生まれた。二人は物理学者となり、兄のモリス・ド・ブロイ公爵はX線、原子炉、中性子の研究者であり、ときどき自分のブロイ公爵領のあるブロイ村の村会を司会するために帰った。弟のルイ・ド・ブロイはパリ大学教授となり、原子物理学者として、特殊相対性理論を延長させた物質と波動の関係に関するド・ブロイの法則を発見し、1929年ノーベル物理学賞を受賞した。フランスアカデミー会員でもある。³⁶

32 *Ibid.*, pp. 13-15.

33 *Ibid.*, p. 30.

34 *Ibid.*, p. 24.

35 Gillois, *op. cit.*, p. 221.

36 *Ibid.*, pp. 204-206.

こうしてプロイ家は中世の封建諸侯，大領主，高級軍人であり，また高級官職の所有者であったが，19世紀の政治家をだし，20世紀の物理学者をだしている。いづれの時代においても大領主であり，フランス革命以後は大土地所有貴族として残った。また，フランス革命当時の最大の銀行家ネットワークの家系と融合し，ブルジョアの貴族に変質した。

V バラ子爵

1 封建領主末裔の貴族軍人

フランス革命ののも総裁政府が成立すると，この4年間の最高指導者はバラ Barras であり，彼はテルミドールの復讐者といわれた。そのナンバー2の地位に総裁ルーベル Reubell があり，それ以下の総裁はたびたび入れ替った。³⁷

この「バラの王」と呼ばれたフランス革命直後の最高支配者は，貴族として古い家系を誇る封建領主の家系の一人であった。彼の家系について，「プロヴァンスの岩山のように古い」といわれた。先祖には十字軍の指揮官をつとめた者があり，国王シャルル8世（在位1483—1498年）の侍従をつとめた者もいた。プロヴァンス州の大奉行をだしたこともあり，ニース市の城主，エクス・アン・プロヴァンス市の伯爵などをだしている。フランス革命で活躍したバラの母親は，カステラーヌ・マンペザ侯爵夫人 Castellane-Mantpezat の孫であった。³⁸

こうして，バラもまた古い封建貴族の家系を引く南フランスの貴族であるが，その青年時代の経歴は，他的高级貴族と少しちがっていた。若いときに決闘で英雄的態度を取ったというので，「バラのように高貴な」とい

37 Jean Savant, *Talleyrand*, Paris, 1960, p. 88.

38 Jean Savant, *Tel fut Barias*, Paris, 1954, pp. 16-20.

われた。しかし資産は少なかった。彼の幼年のころ、父親が親族に財産を横領されたからであった。そのため、バラ (地名) に邸宅と城をもち、わづかの領地がバラ平原 (地名) にあっただけである。貴族としてはたいした収入がなく、財産も少なかった。³⁹

1777年インドの植民地ボンデシェリに上陸し、陸軍少尉となった。このとき騎子の称号をうけ、のちに子爵と称した。⁴⁰

フランスに帰国してから、海軍大臣カストリ公爵の作戦や、司命官の任命方法を正面から批判した。海軍大臣が本でバラを叩こうとすると、バラは剣に手をかけた。これは周囲からとめられたが、無事にはすまないものであった。しかしブルツィエ男爵 (宮廷の有力者、王妃マリー・アントワネットの寵臣) の仲介で無事に終り、ただ軍務を離れることで一件落着いた。⁴¹ フランス革命がはじまったとき、彼は官職をもたず財産は少なかったが、一方でミラボーと交り、他方でブルツィエ男爵とも仲が良かった。⁴²

これをみると、穏やかで女性的であったといわれるフランス宮廷貴族の中で、バラはめずらしく気性の激しい軍人であるが、それが災して軍隊から離れることになったと思われる。一方で自由主義貴族のミラボーと交りながら、宮廷貴族の主流ブルツィエ男爵とも仲が良く、海軍大臣と正面から議論ができる立場にいた。彼は当時、フランス宮廷貴族の中核にいながら、その気性の激しさのゆえに排斥された人間ということが出来る。ブルツィエ男爵は財政審議会議長となり、プロイ公爵と組んで国民議회를弾圧しようとした人物であるから、この人物とも仲が良いということは、バラは革命家としての要素をもつ反面、保守派の政治家としての要素を兼ねそなえていたということが出来る。

39 *Ibid.*, p. 21.

40 *Ibid.*, pp. 25 et 354.

41 Paul Vergnet, *Memoires de Barras*, Paris, 1946, p. 91.

42 Savant, *op. cit.*, pp. 42-43.

2 恐怖政治の派遣委員になった貴族革命家

フランス革命が起こると、1791年7月からマルセイユ・ジャコパンクラブの依頼で各地を歩き、革命家達の調整、仲介を行い、マルセイユで人気を高めた。1792年8月10日の武装蜂起のときは傍観していた。国民公会が召集されると議員となり、ジロンド派、山岳派のどちらにもつかず、その中間の平原派に議席を置いた。国王ルイ16世の死刑をめぐる投票では、死刑に賛成投票をした。南部方面軍の派遣委員に任命され、ニース市をフランスのものにすることに大きな役割を果たした。⁴³

ジロンド派の追放に関しては「これを悲しく思う」といったから、平原派議員の一般的心情をもっていたことになる。⁴⁴

やがてツーロン市が反乱を起し、イギリスと結んでイギリス海軍を導入したため、派遣委員のバラとフレロンは危機におちいり逃亡した。その後ツーロン奪回のための作戦が展開されるが、派遣委員達は司令官を交代させてツーロン軍港を攻撃させ、イギリス、スペイン艦隊と戦闘を交えた。このとき、バラはフレロン、ロベスピエールの弟その他の派遣委員と協力した。ナポレオンはこのとき、派遣委員によって旅団長に抜擢され、その後沿岸警備隊長に任命された。⁴⁵

3 ロベスピエール打倒後の最高支配者になった

この時点では、バラが全権力を委任された派遣委員の一人であり、ナポレオンは戦闘の中で抜擢された新將軍といういでどであった。バラはイギリス軍撃退、反革命鎮圧という意味では功績を残したが、同時に100万フランとも50万フランともいわれる公金を横領したという告発をうけた。これについては、のちに不正なしという判決をうけて助かった。⁴⁶

43 *Ibid.*, pp. 54-56.

44 *Ibid.*, p. 356.

45 *Ibid.*, pp. 62-63, 70.

46 *Ibid.*, p. 79.

しかしロベスピエールの敵意にぶつかり、フレコンの仲介でロベスピエールの部屋を尋ねた。このときフレコンがいくらとりなし、しゃべっても、ロベスピエールは一言も口をきかなかつた。これでバラの危機がおとずれたが、ジャコバンクラブの肅清投票では投票に勝ち、肅清をまぬがれることができた⁴⁷。

テルミドールのクーデタの日、国民公会はバラを軍司令官に任命した。彼の軍事的才能をもって、ロベスピエールの側のジャコバンクラブを奇襲攻撃によって全滅させた⁴⁸。こうして、バラがロベスピエールを殺す軍勢力を代表したのである。

これ以後総裁政府の段階では、「バラの王」といわれるほどの権勢をきわめた。ただし彼と結んだ者は新興の軍家の巨大御用商人ウヴラルール Ouvrard であり、ウヴラルールはバラの愛人テンジア・カバリユス（カバリユス銀行頭取の娘）をゆずられて妾にした。またバラはランシェール Lanchère（革命初期からの軍隊御用商人）とも親密な関係にあり、銀行家バリヨン Barillion を保護した。バラと彼をとりまく御用商人の協調によって巨大な個人財産が蓄積されたが、これを反映して国庫の横領、略奪はひどかった。これが極限状態になり、軍隊への物資の供給が悪くなり、フランスの敗戦をまねく一因となった。第二次対仏大同盟の形成、ロシア・オーストリア軍の接近の時期のことである。このときに、バラが引き立てて將軍にしたナポレオン・ボナパルトがエジプトから帰国し、クーデタを起した。バラは総裁から追放されて政界から身を引いた。しかし、バラは大資産家として残った⁴⁹。

47 Vergnet, *op. cit.*, pp. 139-145.

48 Savant, *Tel fut Barras*, p. 92.

49 M. Payard, *Le financier G. J. Ouvrard 1770-1846*, Reims, 1958, pp. 4, 5, 32, 23. A. Mathiez, *Autour de Danton*, Paris, 1926, t. 1, p. 229. M. Capéfigue, *Histoire des grandes opérations financières*, Paris, 1856, p. 1926.

VI おわりに—絶対主義と市民革命の理論に及ぼす影響

以上の代表的なフランス宮廷貴族の軌跡をみると、いくつかの重要な点で、従来考えられてきたフランス史の常識とくいちがったことを発見することができる。まず、中世の封建諸侯の家系が没落したり勢力を弱められたりする形で、フランス絶対主義が形成されていったというのではない。まして、彼らが領地を失う形で絶対主義の王権に参加したというでもない。

そうすると、こうした状態を日本の歴史にたとえるならば、それは豊臣秀吉が戦国大名の有力者を呼び集めて、彼らの独立割拠を放棄させ、そのかわり大阪城において重要な役割を与え、中央集権に協力させたというような段階に相当するとみなしなければならない。

もし明治以後の天皇制を絶対主義だといいたいのであれば、天皇のまわりに中世の大領主が召集されたことを証明しなければならない。しかし、そういう事実はないから、この面からしても、天皇制絶対主義説はフランス絶対主義と一致しないことがあきらかになる。ただし、フランス絶対主義の形成とともに、各地に割拠していた封建領主は私兵を放棄し、フランス国王の軍団の中に組み込まれ、その中の高級軍人に転化していった。

そういう意味では、フランス絶対主義の方が日本の豊臣、徳川時代よりも中央集権はより強化されている。また、王権の組織する官職がフランス王国全体をおおい、ときには国王によって任命された官僚が赴任し、ときにはもともとその地にあった大領主が高級官職を賦与されることによってその権力を承認、安堵された。

しかし日本ではそのような状態が成立せず、それぞれの大名が各地方の独立的な支配者として残ったから、中央集権の度合については、フランス

の方がより進んでいたことはたしかである。しかし、とにかくフランス絶対主義の王権とは、大領主の組織したものであり、その大領主は封建諸侯の末裔であった。この論文の中でも、数人の実例が指摘されうるといふことは重要なことである。

つぎに、これら大領主は、フランス革命で一挙に没落することはなかった。もちろん没落した者もあるけれども、ここで取りあげた者は、すべてその大財産を維持した。その維持の仕方はさまざまであり、革命中に増やした者もあれば、革命後に取り戻した者もある。バラのように、革命前に宮廷貴族の中で恵まれない状態の中にあつた者が、革命派となりその革命を利用して財産を増したものもいる。

バラが恐怖政治の時期に財産を増やしたという意味は重要である。恐怖政治がややもすれば、非常に急進的な内容をもつように思われ、普通の教科書の水準でも、これが小市民、農民の権力であるかのように書かれている。しかしその時期に、南フランスの名門貴族が、自分の出身地の地方における全権力をにぎって革命を成功させ、その成功の過程で莫大な資産を築きあげたということは、恐怖政治の性格そのものを再検討するために重要なことである。

さらに、ロベスピエールを打倒したあと、そのバラが王といわれるくらいの権力をふるったという事実も重要である。バラは名門貴族であり、その後にくるナポレオンは地方貴族であるとしてもやはり貴族である。そういう意味では、フランス革命後の権力の頂点に常に貴族がいたということになって、市民革命必しも貴族政治家を排除するものではないという理論ができあがる。

これは日本の明治維新とのかかわり合いでいえば、明治維新以後の政権が士族(旧武士団)出身であるということをもって、明治維新の保守的な性格を強調する理論を横目にみているものである。つまり、明治維新だけ

が武士としての要素を強く残したというのではなくて、フランス革命ですら、バラのような名門貴族を頂点に立てた政権を残した。市民革命はむしろ、旧封建支配者の一部を新時代の支配者に押しあげるといった性格をもったものと規定することができる。

さらに、フランス革命は旧体制の支配者である宮廷貴族の大土地所有を残した。領主権の廃止は実現したけれども、領地の中の直領地が手つかずで残った。たとえば、プロイ公爵領を革命後に相続するという事実がこれを意味している。領主権は消滅したけれども、公爵領の直領地が残ったからである。さらに王政が復活されたあとで、亡命貴族にたいする補償がおこなわれた。こうして、フランスにおいては大地所有者がフランス革命以後も強固に残存し、中世の封建諸侯の子孫が現代フランスにおいても、大地所有者あるいは大資産の所有者としてフランス上流社会を形成している。

しかも、フランス革命以後、リシュリュー、プロイとそれぞれ19世紀の首相を輩出している。さらに大貴族は、19世紀に入ると金融資産の大所有者ともなり、銀行家や大工業家とも融合して、貴族とブルジョアジーの融合を実現しブルジョア的貴族になり、その意味では現在フランスの財界の有力集団をも構成している。これがフランスの有力貴族の実態である。フランス革命は彼らの社会的存在を抹殺することはなかったのである。

そうすると典型的市民革命だといわれてきたフランス革命は、いったい何をしたのかということになる。その答はただ一つでてくる。それはフランス革命以前は、王権がこれら封建貴族の末裔を宮廷貴族に組み入れ、彼らの権力独占を維持してきた。フランス革命によって、ブルジョアジーがこれら宮廷貴族の権力独占を破って参入し、対等の立場に立った。このことによってフランス革命以後は、名門貴族とブルジョアジーの連合権力に置きかえられた。フランス革命の成果といえるのはこの一点だけである。

それを象徴するのが、プロイ公爵家と銀行家ネッケルの孫娘との結婚である。この変化だけがフランス革命の結果であり、広くいえば、市民革命とはこの程度の変化である。これを基準にして、明治維新を考えると、明治維新が無条件に市民革命であることを証明できる。この点に本論文の意味がある。

フランスの大貴族は19世紀においても、政治家、上院議員をだし、現代においても大統領、首相、大臣を出している。ド・ゴールとジスカルデスタン⁵⁰という二人の貴族政治家については、かつて紹介したことがある。プロイ公爵家は物理学者をだした。このようにして、フランス貴族階級は、日本では想像できないような政治、経済、文化にわたる影響力をまだ強く維持しているのである。

これからみると、日本社会ははるかに流動性に富んでいる。戦国時代に中世の大領主のほとんどが減った。明治維新で、大名、領主は土地からひきはなされた。大土地所有者貴族に相当するものは日本には残存しなかった。大名、公卿の子孫が華族として残されたが、彼らが首相、大臣を出したということは、西園寺公望、近衛文麿を除いて例がない。外見的に急進的と思われるフランス革命が、古い社会勢力を残存させ、外見的に保守的、復古的とみられる日本社会がその逆であるという点に思いをはせる必要があるように思われる。

50 小林良彰「現代フランスにおける貴族財産の残存」(『同志社商学』33巻3・4号, 1981, 4-8ページ)。